

# 定 款

株式会社ソシオネクスト

# 株式会社ソシオネクスト 定款

## 第1章 総則

### 第1条(商号)

当社は、株式会社ソシオネクストと称し、英文では Socionext Inc.と表示する。

### 第2条(目的)

当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 半導体製品及び関連製品の開発、設計、製造及び販売
- (2) 電気機器、電子機器、情報処理機器、通信機器及びこれらの部品の開発、設計、製造及び販売
- (3) 医療機器、分析機器、計測機器及びこれらの部品の開発、設計、製造及び販売
- (4) 前各号に関連するシステム及びソフトウェアの開発、設計、製造及び販売
- (5) 前各号に掲げた製品等の賃貸及び保守
- (6) 前各号の業務に関する投資及びコンサルティング業務
- (7) 前各号に付帯又は関連する一切の事業

### 第3条(本店の所在地)

当社は、本店を神奈川県横浜市に置く。

### 第4条(機関)

当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

### 第5条(公告の方法)

当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

## 第2章 株式

#### 第6条(発行可能株式総数)

当社の発行可能株式総数は、134,600,000株とする。

#### 第7条(単元株式数)

当社の単元株式数は、100株とする。

#### 第8条(単元未満株式についての権利)

当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

#### 第9条(株主名簿管理人)

1. 当社は、株主名簿管理人を置く。
2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、公告する。
3. 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備え置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。

#### 第10条(株式取扱規則)

当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

### 第3章 株主総会

#### 第11条(招集)

当社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3ヵ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要があるときに随時これを招集する。

#### 第12条(定時株主総会の基準日)

当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

#### 第13条(電子提供措置等)

1. 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

#### 第 14 条(招集権者及び議長)

1. 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、あらかじめ取締役会の決議をもって定めた代表取締役が招集し議長となる。
2. 前項の代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議をもって定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。

#### 第 15 条(決議の方法)

1. 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
2. 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

#### 第 16 条(議決権の代理行使)

1. 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。
2. 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

### 第 4 章 取締役及び取締役会

#### 第 17 条(員数)

1. 当会社の取締役は 10 名以内とする。
2. 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、3 名以内とする。

#### 第 18 条(選任方法)

1. 取締役は、監査等委員でない取締役と監査等委員である取締役とを区別して、株主総会において選任する。
2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。
4. 当会社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

#### 第 19 条(任期)

1. 取締役(監査等委員である取締役を除く。以下、本項において同じ。)の任期は、選任後 1 年以内

に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。ただし、増員又は補欠として選任された取締役の任期は、他の取締役の残任期間と同一とする。

2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

#### 第20条(代表取締役及び役付取締役)

1. 取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から代表取締役を若干名選定することができる。
2. 取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から会長1名及び社長1名を選定することができる。

#### 第21条(取締役会の招集及び議長)

取締役会の招集及び議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、あらかじめ取締役会の決議をもって定めた順序により取締役があたる。

#### 第22条(取締役会の招集通知)

1. 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

#### 第23条(取締役会の決議)

取締役会の決議は、当該事項の議決に加わることのできる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもってこれを行う。

#### 第24条(取締役会決議の省略)

当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

#### 第25条(重要な業務執行の決定の委任)

当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

#### 第26条(取締役会規則)

取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

#### 第27条(報酬等)

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。ただし、監査等委員である取締役の報酬等はそれ以外の取締役の報酬と区別して株主総会の決議によって定める。

#### 第 28 条(取締役の責任免除)

1. 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
2. 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

#### 第 29 条(相談役及び顧問)

当会社は、取締役会の決議によって、相談役及び顧問各若干名を置くことができる。

## 第 5 章 監査等委員会

#### 第 30 条(常勤の監査等委員)

監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

#### 第 31 条(監査等委員会の招集通知)

1. 監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。
2. 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

#### 第 32 条(監査等委員会の決議)

監査等委員会の決議は、当該事項の議決に加わることのできる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもってこれを行う。

#### 第 33 条(監査等委員会規則)

監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

## 第 6 章 計算

#### 第 34 条(事業年度)

当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。

#### 第 35 条(剰余金の配当等の決定機関)

当会社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。

#### 第 36 条(剰余金の配当の基準日)

1. 会社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。
2. 当会社の中間配当の基準日は、毎年 9 月 30 日とする。
3. 前 2 項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

#### 第 37 条(配当金の除斥期間)

配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその義務を免れる。

### 附則

#### 第 1 条(監査等委員会設置会社移行前の監査役の責任免除等の経過措置)

2022 年 3 月 30 日開催の臨時株主総会の終結前の会社法第 423 条第 1 項の行為に関する監査役(監査役であった者を含む。以下同じ。)の責任の免除及び監査役と締結済みの責任限定契約については、なお同臨時株主総会の終結に伴う変更前の定款第 49 条の定めるところによる。

|        |           |     |      |    |
|--------|-----------|-----|------|----|
| 2014 年 | (平成 26 年) | 9 月 | 11 日 | 制定 |
| 2015 年 | (平成 27 年) | 2 月 | 27 日 | 改定 |
| 2019 年 | (令和元年)    | 6 月 | 24 日 | 改定 |
| 2021 年 | (令和 3 年)  | 6 月 | 29 日 | 改定 |
| 2022 年 | (令和 4 年)  | 3 月 | 30 日 | 改定 |
| 2022 年 | (令和 4 年)  | 7 月 | 27 日 | 改定 |
| 2022 年 | (令和 4 年)  | 9 月 | 6 日  | 改定 |